

精神医療センター医療観察法病棟にかかる住民訴訟の判決について

1 訴訟の概要

- ・提訴 平成24年8月8日 大津地方裁判所
- ・原告 〇〇〇〇から847名（精神医療センター周辺地区住民他）
（提訴時は1,033名）
- ・被告 滋賀県知事（地方公共団体の長）

2 原告の主張

精神医療センター医療観察法病棟の建設事業は、都市計画法上必要な許可を取得していない等の理由により違法であり、滋賀県の損害となるから、被告は支出先（請負業者）および嘉田前知事（個人）に対して、既支出金（1,088,900千円）を請求すること。

3 県の主張

- ・当該建設は全額国庫補助金により賄われ、滋賀県に損害は発生していない。
- ・原告が主張する理由について、そのような事実はない。

4 判決と控訴期限

- ・判決言渡し 平成26年12月16日
- ・判決結果 原告の訴えを一部却下、一部棄却
- ・控訴期限 平成27年1月5日